

高松市・牟礼町合併協議会

## 第7回会議資料

日 時 : 平成16年10月4日(月)

午後1時

場 所 : 香川県自治会館 7階会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 協議第 9号 | 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について<br>(第6回会議提案:継続協議) -----              | 1  |
| 協議第10号 | 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)<br>について(第6回会議提案:継続協議) -----             | 4  |
| 協議第11号 | 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)<br>について(第6回会議提案:継続協議) -----           | 7  |
| 協議第12号 | 各種団体への補助金・交付金等の取扱い<br>(協定項目第21号)について<br>(第6回会議提案:継続協議) ----- | 10 |
| 協議第13号 | 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について<br>(第6回会議提案:継続協議) -----               | 13 |
| 協議第14号 | 生活保護事業(協定項目第24-8号)について<br>(第6回会議提案:継続協議) -----               | 16 |
| 協議第15号 | 地方税の取扱い(協定項目第9号)について -----                                   | 19 |
| 協議第16号 | 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)<br>について -----                           | 26 |
| 協議第17号 | 電算システム事業(協定項目第24-2号)<br>について -----                           | 29 |
| 協議第18号 | 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について -----                                 | 32 |

### ( そ の 他 )

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 建設計画作成に当たっての住民懇談会について -----         | 35 |
| 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について ----- | 35 |
| 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について -----       | 35 |

協議第9号（第6回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目  | 第17号 | 附属機関等の取扱い |
|---|------|-----------|
| <p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p> |      |           |

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、附属機関等の取扱いについて協議された市 4市

#### 潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

#### 大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

#### つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認された市 7市

### 岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。  
なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

### 倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。

ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

### 福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

### 長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号（第6回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目  | 第18号 | 公共的団体等の取扱い |
|---|------|------------|
| 公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。 |      |            |

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、公共的団体等の取扱いについて協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

- (1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認された市 13市

#### 岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

#### 福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

#### 長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

#### 鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市



協議第11号（第6回会議提案：継続協議）

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目  | 第20号 | 使用料・手数料等の取扱い |
|---|------|--------------|
| <p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p> |      |              |

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、使用料・手数料等の取扱いについて協議された市 10市

### 新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

### 潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

### 廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

### 呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認された市 12市

### 秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。  
ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

### 岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

### 高知市

- 1 使用料は、原則として現行のとおりとする。  
ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。
- 2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。
- 3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

### 鹿児島市

- 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第12号（第6回会議提案：継続協議）

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目  | 第21号 | 各種団体への補助金・交付金等の取扱い |
|---|------|--------------------|
| <p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p> |      |                    |

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて協議された市 9市

### 新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

### 大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。  
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。  
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

### 廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

### 新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認された市 11市

#### 岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

#### 高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。  
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

#### 鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第13号（第6回会議提案：継続協議）

人権啓発事業（協定項目第24-4号）について

人権啓発事業（協定項目第24-4号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目                     | 第24-4号 | 人権啓発事業 |
|--------------------------|--------|--------|
| 人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。 |        |        |

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

先進地域の事例(参考10市)

|   |    |
|---|----|
| 平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、人権啓発事業について協議された市 | 2市 |
|---|----|

福山市

同和対策については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、  
合併年度に限り、現行のとおりとする。

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。

**注** / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)



## 人権啓発事業（協定項目第24 - 4号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市のうち、人権啓発事業について確認された市 5市

#### 堺市

人権条例については、新市において人権擁護法の推移を勘案しながら制定する。

#### 倉敷市

- 1 人権推進に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。ただし、真備町の人権施策推進委員会は、合併時は現行のとおりとし、平成17年7月から倉敷市人権施策推進協議会を基本に再編するものとする。
- 2 人権啓発に関する事業は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 3 真備町の人権ふれあい館事業は、合併時に倉敷市の隣保館事業に統一するものとする。
- 4 男女共同参画に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 ファミリー・サポート・センター事業は、合併時は現行のとおりとし、平成17年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。  
ただし、
  - (1) 利用料金は、平成18年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。
  - (2) 真備町の平成17年度の利用料金は、現行の真備町の利用料金に真備町社会福祉協議会の活動支援金相当額を上乗せしたものとする。
  - (3) 真備町社会福祉協議会の活動支援金制度は、平成17年3月末で廃止するものとする。

#### 松山市

- 1 人権に関する審議会については、合併時に松山市人権啓発施策推進審議会に統一する。なお、同審議会の委員の構成については、3市町の長が別に協議して合併までに決定する。
- 2 合併時から、松山市は、北条市及び中島町の隣保館を引き続き活用する。
- 3 人権教育推進協議会については、松山市人権教育推進協議会に統一する。
- 4 合併時から、松山市は、北条市の集会所を引き続き活用する。
- 5 合併後の人権擁護委員数については、現行の3市町の委員数を合併後3ヵ年で2人ずつ減員し、合計25人とする。
- 6 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第14号（第6回会議提案：継続協議）

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

生活保護事業（協定項目第24-8号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増田昌三

| 協定項目                     | 第24-8号 | 生活保護事業 |
|--------------------------|--------|--------|
| 生活保護事業については、高松市の制度に統一する。 |        |        |

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、生活保護事業について協議された市 6市

### 大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来 of 経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 生活保護事業（協定項目第24 - 8号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市のうち、生活保護事業について確認された市 4市

#### 秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

#### 長野市

生活保護関連事業については、長野市の制度に統一する。

#### 長崎市

長崎市の制度を適用する。

#### 鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

**注** / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 15 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 4 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

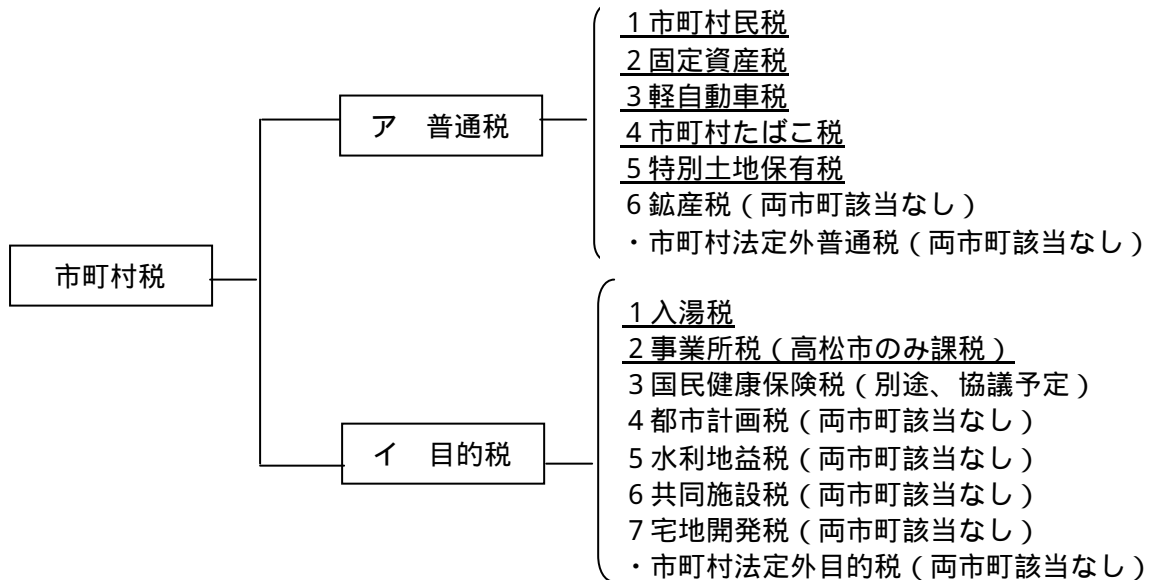
| 協定項目   | 第 9 号 | 地方税の取扱い |
|--|-------|---------|
| <p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 牟礼町に係る法人市・町民税、軽自動車税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。<br/>法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。<br/>軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。<br/>事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。</li><li>2 牟礼町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税及び固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li><li>3 牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</li></ol> |       |         |

平成 年 月 日 確認

## 地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



### ア 普通税

#### 1 市町村民税

##### (1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

#### 均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額1,000円である。

## 所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

## (2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

### 均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

### 法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

## [参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

## 2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

## 3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円ま

での年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

#### 4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

#### 5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

### イ 目的税

#### 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。



(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

## 地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

### 新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。  
入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

### 廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

### 福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

### 新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

**注** / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 地方税の取扱い（協定項目第9号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

##### 松山市

- 1．法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2．事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3．北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4．その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

##### 高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

##### 鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第 16 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 4 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目   | 第 14 号 | 条例・規則等の取扱い |
|--|--------|------------|
| <p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p> |        |            |

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

### 潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

### 福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

### 新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

##### 堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

##### 高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

##### 鹿児島市

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、合併時までには所要の措置を行うものとする。

協議第 17 号

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）について

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 4 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目   | 第 24 - 2 号 | 電算システム事業 |
|--|------------|----------|
| <p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p> |            |          |

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 電算システム事業（協定項目第24-2号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）



## 電算システム事業（協定項目第24-2号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

##### 秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

##### 鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 18 号

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 4 日提出

高松市・牟礼町合併協議会会長 増 田 昌 三

| 協定項目  | 第 24 - 3 号 | 広聴広報事業 |
|---|------------|--------|
| <p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、牟礼町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p> |            |        |

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

##### 秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

##### 岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。  
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

##### 高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

##### 長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

##### 鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

#### 4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

別紙 2 のとおり

(3) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 8 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 1 1 月

(イ) 場所

(別紙1)

## 「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について

### 1. 目的

今後の合併協議や牟礼町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、住民相互で意見交換をする中で、現在の牟礼町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併により「どのようなまちになればよいか」などをハード・ソフト両面から議論し、牟礼町地域の将来像を描いていくために開催した。

### 2. 開催日時等

|     | 開催日時                         | 場所               | 参加者数 |
|-----|------------------------------|------------------|------|
| 第1回 | 平成16年8月19日(木)<br>13:30~15:30 | 牟礼町役場別館2階「第1会議室」 | 13名  |
| 第2回 | 平成16年8月19日(木)<br>19:00~21:00 | 牟礼町役場別館2階「第1会議室」 | 16名  |
| 第3回 | 平成16年8月20日(金)<br>14:00~16:00 | 牟礼町役場別館2階「第1会議室」 | 7名   |

### 3. 主な意見等(一部、アンケートへの回答内容を含む)

| 区分                | 意見等   |
|-------------------|---|
| 牟礼町地域の役割、基本的な発展方向 | 一律的・画一的な大「高松市」になってはならない。むしろ、地域の歴史、風土を大切に、個性を生かして連携していくものでなくてはならない。特に、牟礼町地域の特色である 幼稚園から大学までが揃え整った教育環境を生かした教育・子育ての充実、 パワーのある石材産業の振興と活用、 豊富な技術文化資源を生かしたまちづくりの3点がポイントとなる。 |
|                   | 定住促進、交流人口の拡大を図るとともに、教育と文化に一層の工夫をこらし、安心して住みよいまちづくりを進めてほしい。また、エコタウン宣言を行い、ローコスト、クリーンな循環型リサイクル社会を目指すべきである。  |
|                   | 生活道を整備し、都市計画の地域指定の変更による白地地域を優良宅地に区画整理するなど、定住人口の増加を図る。また、観光資源、文化遺産を生かした交流人口の拡大、子育て支援の徹底などによる定住促進に取り組む必要がある。  |
| 行政全般              | 消費者がトラブルに巻き込まれるケースが増加している。行政も専門のセクションを設け、消費生活の基本を学習できる機会を与える講座の開設や相談窓口の設置など、消費者行政に積極的に取り組んでほしい。   |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>湧水対策が重要である。香川用水に 100%依存する牟礼町では、自己水源の確保が必要であり、ため池を活用し、香川用水からの水を貯水・配水するシステムなどの検討が必要ではないか。</p>                 |
|          | <p>牟礼町の下水道整備率は高松市よりも高く、“日本一の下水道整備地区”をめざし、整備率向上に努めるべきである。</p>   |
|          | <p>“草刈り条例”など牟礼町独自の制度を合併後も継承してほしい。<br/>このような条例は、住民参加のまちづくりを進める観点から、住民の自主的、主体的な活動により対応すべきであり、この機会に廃止したほうがいい。</p> |
|          | <p>ごみ処理については、東部清掃組合は進んでいるので、東部清掃組合のレベルを引き継いでほしい。また、牟礼町にごみの集積場所を残しておく必要があるのではないか。</p>                           |
|          | <p>乳幼児健診なども含めたさまざまな行政サービスについては、支所機能の拡充・強化（ex.現在の高松市東部も含めた管轄にする、など）によって、わざわざ高松市役所まで行かないですむようにしてほしい。</p>         |
| 環境、景観    | <p>牟礼町のように緑が豊富で自分たちの生活の身近にあるところはそう多くない。これを活かしていくことがまちづくりの大きな課題である。</p>   |
|          | <p>屋島側からの景観美を理由にした石材産業の規制の動きがあるとの話も聞くが、住民の多くが関わる地場産業でもあり、安易な規制は疑問だ。</p>  |
|          | <p>漁業のためにも、沿岸の魚付林（うおつきりん）や山林の保全を重視してほしい。</p>   |
| 健康・医療・福祉 | <p>福祉等の公共サービスで、民間法人、NPO活用の傾向が強まるが、サービスの質が落ちないように人材育成等のシステムを重視することが必要である。</p>                                   |
|          | <p>生活に不自由な面をもつ高齢者への対策に遅れがあり、福祉対策は元気な高齢者とそうでない人とを分けた対応が望まれる。老人クラブの中の“青年・壮年”中心に地域ケアのボランティアを担うことも可能ではないか。</p>     |
|          | <p>現在、牟礼町では、社会福祉協議会を中心に中身の濃い地域福祉サービスが実施されており、合併後もその維持をお願いしたい。また、自治会中心の住民参加型の地域福祉サービスへの支援も進めるべきだ。</p>           |
|          | <p>高松市との身障者福祉活動の支援基準の差が心配だ。現在、牟礼町には、身障者の生活支援センターがなく、専門相談員、コーディネーターもいないが、地域でこうした人材を育成していく取り組みが必要である。</p>        |

|  |  |
|--|--|
| 健康・医療・福祉   | <p>少子化と高齢化は別に考えなければいけない。安心して生活して子どもを産み、育てられるように、長時間保育などの環境整備を考えていかなければいけない。元気なお年寄りが多いので、小学校の空き教室を交流スペースに活用できないか。地域のお年寄りと子どもが交流でき、防犯にもつながる。</p> |
|  | <p>計画中では、子育て支援を重視してほしい。</p>  |
|  | <p>婦人会では、公共施設を借りて子どもたちを短時間預かる試みをスタートできないか、検討している。</p>  |
|  | <p>独居老人宅を訪問し高齢者に対する安全教育にも取り組んでいるが、今後は自治会の婦人会を再編成し、自治会の中の独居老人の話し相手になる活動も検討している。</p>   |
|  | <p>老朽化する老人福祉施設対策にも対応してほしい。高齢者福祉の鍵は“病気になる健康づくり”で福祉費用の軽減にもつながる。このため、保健・医療・福祉の一体化とトータルサービスの仕組みと人材育成を検討すべきである。</p>                                 |
|  | <p>高齢者の生きがいを育てる場となる「交流センター」が必要であり、膨大な金をかけずに、公民館、福祉センター、図書館機能などを複合させた拠点施設として整備すべきである。</p>   |
|  | <p>医療・介護・福祉・健康づくりが一体化した施設を、いきいきセンターなど既存施設を活用して整備してほしい。</p>   |
|  | <p>C A T Vを整備し、香川県立保健医療大学などと連携し、家に居ながら福祉、健康づくり、医療の情報が活用できるようなシステムの整備が必要である。</p>  |
|  | <p>両市町の福祉制度の違いをいかに調整していくかが今後の課題であるが、結局は“人づくり”である。少子高齢化対策として、高齢者への生きがいづくり、安心して子どもを産み育てられる環境を整えてほしい。全国のモデルケースとなるよう期待している。</p>                    |
| <p>牟礼町は高松市のベッドタウンである。今後も企業誘致をしないで、高齢者をはじめ、住民が安心して暮らせるまちにしてほしい。</p> |  |
| 教育・文化・スポーツ   | <p>住民の体力づくりに関わる「むれスポレッシュ財団」の合併後の継続が必要である。</p>  |
|  | <p>子どもや学校の安全対策については、親や地域の参加が不可欠である。安全マップやパトロールなどに着手しており、こうした活動の発展が必要だ。</p>   |
|  | <p>高松市の2学期制に関する情報がほしい。</p>   |



|                  |   |
|------------------|---|
| 教育・文化・スポーツ       | <p>子供会支援、ジュニアリーダー（中・高校生）養成、リーダーキャンプ講習参加などの活動が合併後も継続できるよう、支援の持続を願う。</p>  |
|                  | <p>柴野栗山没後200周年記念行事をはじめ、牟礼町地域の独自の文化、伝統の保全についての支援の継続を望む。文化団体の活動や国際・国内姉妹都市交流の継続も検討していくべき課題である。</p>   |
|                  | <p>合併に伴い、町PTAから市PTAになる。PTA組織が大きくなることに不安がある。地域と学校が連携し活動できる現在の制度を維持してほしい。</p>   |
|                  | <p>今、学校では、学校と地域の連携を重視した活動に力を入れている。牟礼小学校では「ふれあい学習」、南と北、両小学校では「ふるさと祭り」という地域の方と触れ合う祭りをしている。地域のボランティアの協力も得て、地域で行われていることや趣味などを子供たちに教えている。今後もそういう連携活動がスムーズにできるようにしてほしい。</p> |
| 防災・防火・防犯         | <p>地震対策、防火・防犯対策は重要で、行政の情報提供体制を確立するとともに、住民の連携が不可欠であり、自主防災組織の充実が必要である。</p>  |
|                  | <p>南海地震対策が遅れている。津波災害などに対応した避難場所の整備が必要である。</p>   |
|                  | <p>現在、地区自治会単位で整備されている防災組織を基礎に自主防災ネットワークを全町的に整備することが急がれる。</p>  |
|                  | <p>牟礼町では、石材産業など地域に密着した地場産業が多く、大人が昼間子どもを守るという治安の面からも重要な役割を果たしている。この地域サイズだからこそ、地域で子どもたちを守っていく環境が成り立っており、合併後もこの環境を守っていきたい。</p>   |
|                  | <p>子どもの安全な環境づくりが重要。牟礼小学校がある南部地域には地場産業がなく、昼間には家に誰もいないので、自転車や車に防犯プレートを貼るなど、親ができる子どもたちを守る活動を始めた。</p>   |
|                  | <p>親子で防災マップを作っている。通学路上の危険個所を地図上に落とししていく取り組みであるが、地域の大人と子どもが知り合う、どこに誰がいるかわかって効果的である。昼間誰がどこにいるか把握することによって防災・防犯を地域で強化することができる。地域と連携した防災・防犯も考えるべきである。</p>                  |
| コミュニティ活動、地域づくり活動 | <p>「牟礼まちおこし百年会」の地域イベント（おいでまい祭り等）は、子ども達に牟礼の良さを伝える地域に密着した活動であり、行政の支援の継続を願いたい。NPO化の話も出ている。</p>   |

|    |      |   |
|----|------|---|
|    |      | <p>防災・防火・防犯対策を支えるのは、住民同士の連携である。この観点からも地域住民のコミュニケーションを図る場となるイベント、祭りの持続が望まれる。</p>   |
|    |      | <p>「生活改善グループ」による地域イベント等の支援の実績を活かし、住民のエネルギーの一層の活用を考えていくべき。</p>   |
|    |      | <p>派手さはないものの、住民はボランティアで独自の活動をしている。ボランティアは、隣近所が助け合うということ。それをどう根付かせていくかが課題である。</p>  |
|    |      | <p>牟礼は元気な町だ。合併後、各種制度がどのようなになるのかははっきり見えてこないのが、不安だが、今ある地区単位・町単位のイベント、行事をこれからも継続し、新しい活動も行っていきたい。</p>   |
|    |      | <p>牟礼の石材の縁から、1983年にアメリカジョージア州エルバートン市と姉妹都市提携を結んだが、合併後も同市との姉妹都市関係は継続するのか。相互交流を通じ、優秀な若者が育ってきていると聞く。経過措置後、最終的になくなるのでは、せっかく自分たちが作り上げてきたものが無駄になっては困る。残せる方向でお願いしたい</p> |
|    |      | <p>牟礼町の人材は財産である。各種活動をしている人たちが多く。源平まちづくり協議会は、まちづくりをする一方で人との関わりを大事にしていける場でもある。</p>  |
|    |      | <p>行政の支援を得て、石を使った八栗駅周辺の整備を行った。情報の交換や共有がこの地域サイズだからできている。行政の協力がほしいという時、高松市役所まで行かなければならないことを危惧している。</p>  |
| 産業 | 産業全般 | <p>地場産業の育成と産業の均衡ある発展策をマスタープランに示す。石材業のみならず、窯業（コンクリート製品、大町焼、民芸陶器、焼瓦等）の再開発、水産業、農業の見直し等の振興は町の経済の活性化につながり、生活の豊かさが実感できる生活文化の向上と快適生活都市の一層の魅力となる。</p>                   |
|    | 石材産業 | <p>牟礼の石材産業は、香川県内で一定の規模で残っている地場産業であるが、合併後も、高松市は地場産業として支援していく方向でいるのか危惧している。</p>   |
|    |      | <p>イサム・ノグチは、牟礼の石工の技術集団の高い技術力、すばらしい自然にひかれて、この地に工房を持った。これを謙虚に受け止め、後継者、技術者を育て、地場産業を大切にしていけるべきである。経営支援ではなく、地場産業の技術者を育てる「ひとづくり」、心の支援が必要だ。</p>                        |

|       |         |  |
|-------|---------|--|
|       |         | 高松市には地場産業として漆器産業があるが、高松市が本当に漆産業を守って、「高松の漆ブランド」として発展させていくなら、例えば、小・中学生の給食に漆の箸、お椀を使い、理解を深めていくなどの取り組みが必要だ。高松の漆商品は、小物はなく、座卓、御盆など大きなもので、そのあたりの商品開発はしていない。石材産業も同様に、行政はソフトを育成するうえでの生活レベルでの投資を怠っており、掛け声しか出していない現状を変えていく必要がある。 |
|       |         | 石材産業については、高付加価値化や「石のさとフェスティバル」を活用したデザイン化、他業種との異業種交流などが必要である。ただ、デザイン化や高付加価値化についてもすぐに中国に模倣され、安価に大量生産されてしまうのが悩みである。   |
|       |         | サンポートのシンボルタワー内に、庵治石を使ってディスプレイをしたお店は1軒しかない。このお店は、石屋さんの協力を得て、石を使った店づくりを行った。地元の人が地元の石産業を評価し、使っていく人たちが増えていけば、中国にも対抗できるのではないかと。   |
|       | 農漁業・商工業 | 牟礼町の漁業は、今のところ後継者に恵まれているが、後継者対策の充実を求めたい。  |
|       |         | 商工会については、合併後も継続して活動できるようにしてほしい。  |
| 観光・交流 |         | 源平合戦等の史跡を活用した観光・交流振興のための統合的な調査を位置づける必要がある。   |
|       |         | 石匠の里公園は、訪れる人を考えた施設計画になっていない。バリアフリー化など、利用しやすい施設とする必要がある。また、石の民俗資料館に展示パネルを設置するなど、地場産業の再生と観光産業の振興を進めてほしい。   |
|       |         | 源平まちづくり協議会による源平やイサムノグチの活用の活動が始まっており、住民、中学生とともに史跡を活用した観光資源を発掘・整備も進めている。   |
|       |         | 史跡などの歴史観光には疑問だ。写生ポイントなどを情報発信し、「絵の町・高松」をPRするのも一つの手である。モノを見せる観光だけではだめだ。  |
|       |         | 「源平合戦」といっても物語だけである。そこに来て、歩きながら、誰と会って、その人とどういった話をしたのかが大切である。生活の中を覗いてもらって、楽しんでいただく。これが口コミで広まり、多くの方に来ていただければいい。それをどうつくっていくかが課題だ。  |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>八栗駅前を「石のまちの玄関」にふさわしい景観にするため整備をしたが、これにあたっては、小布施の栗の木を使ったブロックづくりなど栗を活かしたまちづくりを参考にした。牟礼町には石資源がバラバラになっている。これを少しでもつないでいくことができないかを考え、高松市の生垣条例のように、住宅や各施設の玄関に庵治石を活用する構想を発表する予定だ。</p> |
|                | <p>丁場での採石作業現場の見学など、石材産業を実感してもらおう。こういう取り組みを広く行うことができればおもしろい。</p>   |
|                | <p>イサム・ノグチ庭園美術館の中の問題はタッチできないが、見学時間は1～2時間程度なので、県外からの来訪者にはそれ以外に周辺観光ができるよう働きかけていきたい。</p>   |
|                | <p>地場産業の観光・交流への活用では、「ストーンツーリズム」と銘打って、県内外の芸術系大学に呼びかけて、大学生に4日間程度滞在してもらい、一緒に作品を創るといふ、芸術家の卵との交流を行っており、この芽を育てたい。</p>   |
|                | <p>「道の駅」整備については、費用と効果を十分に検討し、慎重な対応が必要だと思う。</p>  |
| <p>交通、都市基盤</p> | <p>牟礼町は、JRと琴電が並列（開かずの踏切）し、南北が分断され、アクセスが不便である。八栗新道駅と役場周辺に鉄道と道路の立体交差を整備する必要がある。</p>   |
|                | <p>C A T Vの整備が不可欠である。</p>   |
|                | <p>消防車も入りにくいような狭い生活道路の改善を進める必要がある。</p>  |
|                | <p>六万寺駅と八栗口駅の駅前は無法駐輪地帯となっている。琴電と自治体が連携して対策に取り組んでほしい。</p>  |
|                | <p>道路交通インフラの整備は、町民共通の声ではないか。</p>  |
|                | <p>情報インフラ整備は必要だが、用途や効果を具体的に示した検討が必要。</p>  |

#### 4. 協議会・市町への要望等

| 区分       | 内 容  |
|----------|--|
| 建設計画作成方法 | コンサルタント任せ、全国一律のマニュアルに沿ったような計画では、町の特性を活かしたものにはならない。                                     |
|          | 建設計画検討に関わる時間が2ヶ月とはあまりにも短すぎる。   |
|          | 牟礼町地域が高松市側にどのような点で貢献できるか、という観点も必要である。  |
|          | 高松市からどのような広域都市をめざしているのか、ビジョンを示すことが必要である。   |
|          | 住民の声を行政に反映させるのに、より良い方法を選んでほしい。   |
|          | 懇談会の討議を整理した上で、事業のプライオリティも含めた原案を発表し、アンケートなどによって住民の意見を聞く機会も必要ではないか。                      |
| 住民自治     | 合併のデメリットをいかに少なくするのが重要であり、住民自治の拡充、コミュニティ団体を組織化した「まちづくり団体」による行政への提案の制度化などの解決策を具体化すべきである。 |
|          | 合併後も住民が牟礼町のことを考えていく地域組織（住民自治）をつくり、参加するまちづくりを進めていきたい。                                   |
|          | 善通寺市では、自治体憲法“まちづくり基本条例”を検討している。合併を機に新高松市でも取り組む必要がある。                                   |
|          | 地域自治組織は、ベースになる行政組織がないと机上の論理、理想論である。役場がこのまま残るかわからないが、民間やNPOだけでは無理だ。                     |
| 情報公開     | 合併に伴う財政赤字増が懸念されるため、建設計画には返済も含めた財政計画を示すなど、財政の透明性・安定性を担保し、次世代に借金を残さないようにすべきである。          |
|          | 高松市サイドでの広域都市づくりビジョンの提示をはじめ、住民への情報の公開と情報の共有が不可欠である。                                     |
|          | 合併協議の情報が、住民に十分に入っていない。早急な改善が必要だ。   |
|          | 合併についての情報がオープンにされていない。少なくとも財政状況は公開するべきである。   |
| その他      | 高松市と周辺の6つの町が別個に合併協議会を設立して協議をしているが、相互に齟齬がでないか心配だ。                                       |
|          | 6町住民代表による会を設立し、6町合併確定後の全体的な「まちづくりプラン」を検討するなどの方法が必要である。                                 |

(別紙2)

## 合併協定項目の協議状況

平成16年10月4日現在

|                        | 高松市・塩江町   | 高松市・香川町   | 高松市・国分寺町    | 高松市・牟礼町   | 高松市・香南町   | 高松市・庵治町   |
|------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 合併協議会設置年月日             | 平成15年6月1日 | 平成15年9月1日 | 平成15年12月24日 | 平成16年2月1日 | 平成16年2月2日 | 平成16年6月1日 |
| 1. 合併の方式               |           |           |             |           |           |           |
| 2. 合併の期日               |           |           |             |           |           |           |
| 2. 合併の期日(再提案)          | H17.9.26  |           |             |           |           |           |
| 3. (新)市の名称             |           |           |             |           |           |           |
| 4. (新)市の事務所の位置         |           |           |             |           |           |           |
| 5. 財産の取扱い              |           |           |             |           |           |           |
| 6. 地域審議会の取扱い           |           |           |             |           |           |           |
| 7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い    |           |           |             |           |           |           |
| 8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い |           |           |             |           |           |           |
| 9. 地方税の取扱い             |           |           |             |           |           |           |
| 10. 一般職の職員の身分の取扱い      |           |           |             |           |           |           |
| 11. 町名・字名の取扱い          |           |           |             |           |           |           |
| 12. 慣行の取扱い             |           |           |             |           |           |           |
| 13. 事務組織及び機構の取扱い       |           |           |             |           |           |           |
| 14. 条例・規則等の取扱い         |           |           |             |           |           |           |
| 15. 特別職の職員の身分の取扱い      |           |           |             |           |           |           |
| 16. 一部事務組合等の取扱い        |           |           |             |           |           |           |
| 17. 附属機関等の取扱い          |           |           |             |           |           |           |
| 18. 公共的団体等の取扱い         |           |           |             |           |           |           |
| 19. 消防団の取扱い            |           |           |             |           |           |           |
| 20. 使用料・手数料等の取扱い       |           |           |             |           |           |           |
| 21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い |           |           |             |           |           |           |
| 22. 国民健康保険事業の取扱い       |           |           |             |           |           |           |
| 23. 介護保険事業の取扱い         |           |           |             |           |           |           |
| 24. 各種事務事業の取扱い         |           |           |             |           |           |           |
| 1. 都市提携                |           |           |             |           |           |           |
| 2. 電算システム事業            |           |           |             |           |           |           |
| 3. 広聴広報事業              |           |           |             |           |           |           |
| 4. 人権啓発事業              |           |           |             |           |           |           |
| 5. コミュニティ施策            |           |           |             |           |           |           |
| 6. 障害者福祉事業             |           |           |             |           |           |           |
| 7. 高齢者福祉事業             |           |           |             |           |           |           |
| 8. 生活保護事業              |           |           |             |           |           |           |
| 9. 児童福祉事業              |           |           |             |           |           |           |
| 10. その他の福祉事業           |           |           |             |           |           |           |
| 11. 保健衛生事業             |           |           |             |           |           |           |
| 12. 病院事業               |           |           |             |           |           |           |
| 13. 環境対策事業             |           |           |             |           |           |           |
| 14. 商工・観光関係事業          |           |           |             |           |           |           |
| 15. 農林水産関係事業           |           |           |             |           |           |           |
| 16. 建設関係事業             |           |           |             |           |           |           |
| 17. 交通関係事業             |           |           |             |           |           |           |
| 18. 上水道事業              |           |           |             |           |           |           |
| 19. 下水道事業              |           |           |             |           |           |           |
| 20. 消防防災関係事業           |           |           |             |           |           |           |
| 21. 学校教育事業             |           |           |             |           |           |           |
| 22. 社会教育事業             |           |           |             |           |           |           |
| 23. 文化振興事業             |           |           |             |           |           |           |
| 24. その他の事業             |           |           |             |           |           |           |
| (女性政策)                 |           |           |             |           |           |           |
| (美術館事業)                |           |           |             |           |           |           |
| (過疎地域の指定及び計画)          |           |           |             |           |           |           |
| (情報公開制度)               |           |           |             |           |           |           |
| (外部監査制度)               |           |           |             |           |           |           |
| (ケーブルテレビ事業)            |           |           |             |           |           |           |
| (水問題対策)                |           |           |             |           |           |           |
| (塩江町老人福祉センター)          |           |           |             |           |           |           |
| (各種スポーツイベント事業)         |           |           |             |           |           |           |
| (農業経営者協会)              |           |           |             |           |           |           |
| 25. 建設計画               |           | 構成の報告     | 構成の報告       | 構成の報告     | 構成の報告     | 構成の報告     |

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない